

製造業者のみなさまへ

# 違 法 内 職

X  
について

労働者に社内で通常の作業をさせているのに「内職」扱いとし  
最低賃金額（時間額 1,045 円）を支払わないようにすることは  
**最低賃金法違反** です

家内労働 あんぜんサイト



家内労働のしおり



内 職 な ら ・・・ 家内労働法の遵守  
通常作業の延長なら ・・・ 通常の賃金・割増賃金の支払

 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

橋本労働基準監督署

〒648-0072 橋本市東家 6 丁目 9 番 2 号  
電話 0736-32-1190



## 家内労働手帳を交付してください

家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に次の必要事項を記入した「家内労働手帳」を交付しなければならないと定めています。

基本委託条件の通知

家内労働者の氏名

委託者の氏名

営業所の名称・所在地

工賃の支払方法

その他の委託条件 等

注文伝票

委託業務の内容

納入物品数

工賃単価

工賃の支払期日

納品の期日 等

受入伝票

受領年月日

工賃支払額

## 安全・衛生措置を講じてください

家内労働は、一般に、家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではありません。しかし、委託者が委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するために、委託者が「家内労働法施行規則」で定める安全・衛生措置を講じなければなりません。



内職を導入するときは、  
家内労働法に基づく委託を行ってください

